

平成22年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて、財政の健全性に関する比率（健全化判断比率）及び公営企業ごとの経営の健全性に関する比率（資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

諸塚村の平成22年度決算に基づいて、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、その結果を以下のとおり公表します。

健全化判断比率の状況

平成22年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、下表のとおり、すべての比率で「早期健全化基準」を下回ることとなりました。

健全化判断比率(平成22年度決算)

(単位：%)

区 分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
諸 塚 村	— 赤字額はありません	— 赤字額はありません	14.6	—
平成21年度決算	—	—	16.4	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

資金不足比率の状況

平成22年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率は、下表のとおり、すべての会計で「経営健全化基準」を下回ることとなりました。

資金不足比率(平成22年度決算)

(単位：%)

公営企業会計名	⑤資金不足比率	経営健全化基準	備 考
簡易水道事業特別会計	— 資金の不足額はありません	20.0	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— 資金の不足額はありません	20.0	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
国民健康保険病院事業会計	— 資金の不足額はありません	20.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※ 平成21年度においても、すべての公営企業会計において、資金の不足額はありませんでした。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨は、次のとおりです。

I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、「財政の健全化に関する比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標)」を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければなりません。

II 財政の早期健全化

「財政の健全化に関する比率」のいずれかが「早期健全化基準」以上に悪化した場合には、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告等を行わなければなりません。

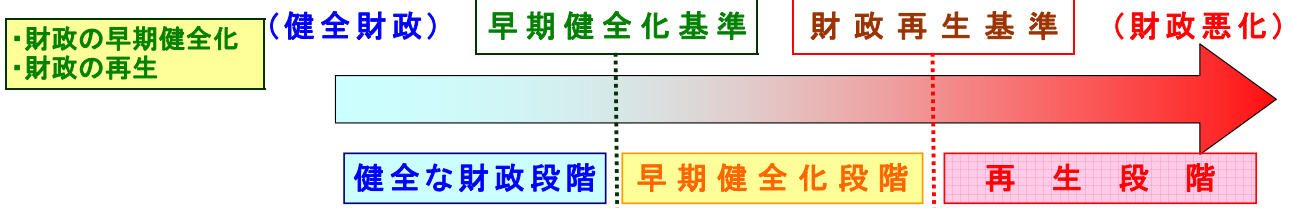
III 財政再生計画

「再生判断比率(財政の健全化に関する比率のうち①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率の3指標)」のいずれかが、「財政再生基準」以上に悪化した場合には、議会の議決を経て「財政再生計画」を定め、速やかに公表しなければなりません。また、「財政再生計画」は総務大臣に協議し、その同意を求められますが、この同意を得ていなければ、地方債の発行が大きく制限されることとなります。

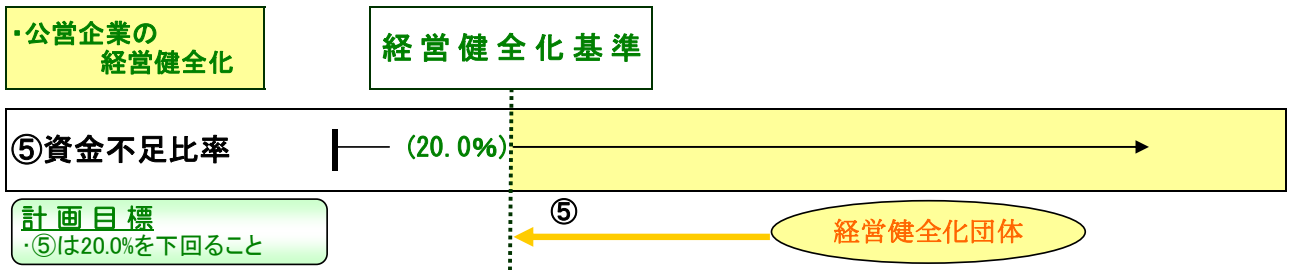
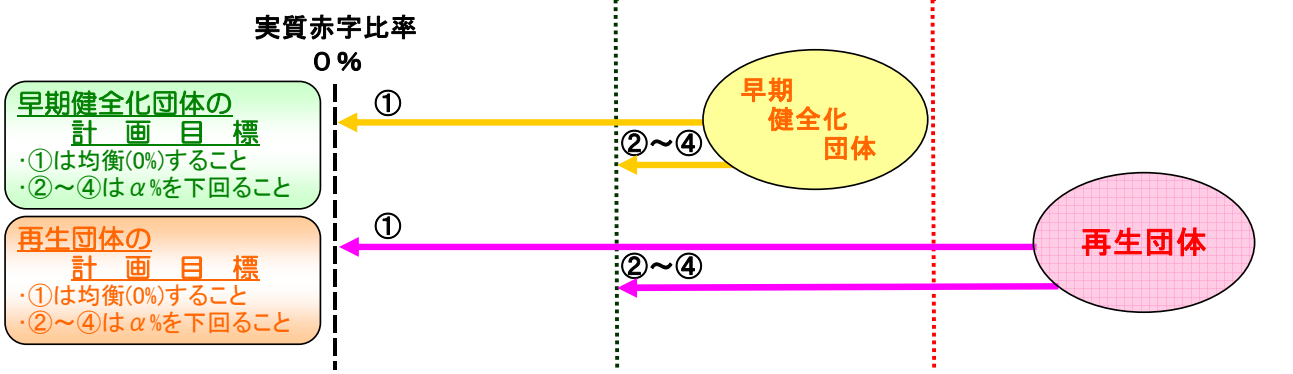
IV 公営企業の経営の健全化

公営企業会計においても各会計ごとに「⑤資金不足比率」を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表し、この比率が「経営健全化基準」以上になった場合は、「経営健全化計画」をII、IIIに準じて定めなければなりません。

財政の早期健全化・財政再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(健全化判断比率)	0%	α %	β %
①実質赤字比率	—	(15.00%)	(20.00%)
②連結実質赤字比率	—	(20.00%)	(35.00%)
③実質公債費比率	—	(25.0%)	(35.0%)
④将来負担比率	—	(350.0%)	—



健全化判断比率等の対象について

諸 塚 村		○ 諸塚村の会計名等	
地方自治法等上の区分	一般会計	一般会計等	○ 一般会計 実質赤字比率
	特別会計	公営事業会計	○ 国民健康保険特別会計 ○ 介護保険特別会計 ○ 後期高齢者医療特別会計 ○ 老人保健特別会計
	うち公営企業会計	うち公営企業会計	(法適用企業) ○ 国民健康保険病院事業会計 (法非適用企業) ○ 簡易水道事業特別会計 ○ 公共下水道特別会計
一部事務組合・広域連合		○ 宮崎県北部広域行政事務組合 ○ 入郷地区衛生組合 ○ 宮崎県市町村総合事務組合 ○ 日向東臼杵南部広域連合 ○ 宮崎県後期高齢者医療広域連合	
地方公社・第三セクター等		○ 財団法人ウッドピア諸塚 ○ 有限会社エバーグリーン	

※ 公営企業毎に算定

健全化判断比率等の概要・算定結果

※ 表示される金額はすべて千円単位です。

① 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額：A + (B + C)}}{\text{標準財政規模}}$$

- 福祉や教育、むらづくり等を行う一般会計等の赤字額が、標準的な年間収入額に対して、どの程度であるかを指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

(用語の解説等)

実質赤字額	A 繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 B 支払繰延額＝実質上、歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額 C 事業繰延額＝実質上、歳入不足のため、事業を繰り延べた額
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えた額

- ◎ 算定の結果

会計名	平成22年度	
① 一般会計	280,912	
○		
③ 実質収支額計 (①+○)	280,912	
④ 標準財政規模	2,165,684	(参考数値)
実質赤字比率 (%) (③/④)	—	(12.97)

*③の実質収支額計が正の値の場合は「実質黒字」、負の値場合は「実質赤字」であることを示します。

*③の実質収支額計が正の値(実質黒字)の場合は、実質赤字比率は算定されず「—」で示しています。

② 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額：(D + E) - (F + G)}}{\text{標準財政規模}}$$

- 市町村のすべての会計の赤字や黒字を合算して、市町村全体の赤字額が標準的な年間収入に対して、どの程度であるかを指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

(用語の解説等)

連結実質赤字額	D 一般会計及び公営企業以外の特別会計において、赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 E 公営企業の特別会計において、不足を生じた会計の資金の不足額の合計額 F 一般会計及び公営企業以外の特別会計において、黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 G 公営企業の特別会計において、剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
---------	---

- ◎ 算定の結果

会計名	平成22年度	
一般会計	280,912	
外公特一の営別般特企会会特別業計会会計以外の計		
国民健康保険特別会計	18,030	
介護保険特別会計	9,023	
後期高齢者医療特別会計	1,754	
老人保健特別会計	0	
① 実質収支額計	309,719	
会公計営企業		
国民健康保険病院事業会計	228,656	
簡易水道事業特別会計	2,192	
公共下水道特別会計	3,580	
② 資金不足・剰余額計	234,428	
③ 実質収支額及び資金不足・剰余額合計 (①+②)	544,147	
④ 標準財政規模	2,165,684	(参考数値)
連結実質赤字比率 (%) (③/④)	—	(25.12)

*③の実質収支額及び資金不足・剰余額合計が正の値(連結実質黒字)の場合は、連結実質赤字比率は算定されず「—」で示しています。

③ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金:H} + \text{準元利償還金:I}) - (\text{特定財源:J} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額:K})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額:K}}$$

(3カ年の平均)

- 一般会計等の借入金(地方債)の返済及びこれに準じる支出に伴う負担が、標準的な年間収入に対して、どの程度であるかを指標化するものです。

(用語の解説等)

元利償還金	H 一般会計等の謝金(地方債)の返済に使われた経費
準元利償還金	I * 一般会計等から公営企業等への繰出金のうち起債の償還に当てたと認められるもの * 一部事務組合等への負担金等のうち起債の償還に当てられたと認められるもの * 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
特定財源	J 本村はこの額については計上していない。
基準財政需要額算入額	K 普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金及び準元利償還金

- ◎ 算定の結果

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度
① 地方債の元利償還金	558,072	580,049	647,674
② 準元利償還金	93,440	93,430	100,250
③ 特定財源	0	0	0
④ 基準財政需要額算入額	440,995	442,566	482,752
⑤ 標準財政規模	2,165,684	2,065,068	2,003,510
実質公債費比率(単年度)(%) (①+②-③-④)/(⑤-④)	12.20608	14.23191	17.43683
実質公債費比率(3カ年平均)(%)	14.6	(小数点第2位以下切捨て)	

④ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額:L} - (\text{充当可能基金:M} - \text{特定財源収入見込額:N} + \text{地方債の現在高等に係る基準財政需要額算入見込額:O})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何倍であるかを示すものです。借入金(地方債)や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高を指標化して、再生を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

(用語の解説等)

将来負担額	L * 一般会計等の地方債現在高 * 債務負担行為に基づく支出予定額 * 特別会計等の地方債の元金償還に当てる一般会計等からの繰入見込額 * 一部事務組合等の地方債の元金償還に当てる一般会計等からの負担等見込額 * 全職員の退職支給予定額のうち、一般会計等の負担見込み額 * 市町村等が設立した法人等の負債額の債務を負担しているもののうち、一般会計等の負担見込額 * 連結実質赤字額 * 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額
充当可能基金	M 地方債の償還等に充当可能な基金のうち、現金・預金等で保管しているもので、国等への返還が必要でない部分の当該年度末の現在高
特定財源収入見込額	N 本村はこの見込額については計上していない。
基準財政需要額算入見込額	O 地方債の償還等に要する経費として、普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に算入することが見込まれる額

- ◎ 算定の結果

区 分	平成22年度	
① 将来負担額	4,607,394	
② 充当可能基金	2,446,400	
③ 特定財源歳入見込額	0	
④ 基準財政需要額算入見込額	3,001,003	
⑤ 標準財政規模	2,165,684	
⑥ 基準財政需要額算入額	440,995	(参考数値)
将来負担比率(%) (①-②-③-④)/(⑤-⑥)	-	-(48.7)

*①の将来負担額から充当可能財源等(②～④の和)を差し引いた額が負の値の場合は、将来負担比率は算定されず「-」で示しています。

⑤ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字に相当する公営企業会計ごとの資金不足額が、当該公営企業の年間の収益に対して、どの程度であるのかを指標化するもので、公営企業の経営の悪化の度合いを示します。

(用語の解説等)

資金の不足額	<p>一般会計等に係る実質赤字額に相当するもので、公営企業ごとに、次の①または②により算定した額</p> <p>① 地方公営企業法適用企業 (流動資産＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度末の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額</p> <p>② 地方公営企業法非適用企業 (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度末の現在高)－解消可能資金不足額</p> <p>※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定額。</p>
事業の規模	<p>医業収入や料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことであり、公営企業ごとに、次の①または②により算定した額</p> <p>① 地方公営企業法適用企業 営業収益の額－受託工事収益の額</p> <p>② 地方公営企業法非適用企業 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額</p>

- ◎ 算定の結果

公 営 企 業 会 計 名	資金不足・剰余額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 (%) ①/②	(参考数値)
簡易水道事業特別会計 (地方公営企業法非適用企業)	2,192	7,962	—	(27.5)
公共下水道事業特別会計 (地方公営企業法非適用企業)	3,580	2,344	—	(152.7)
国民健康保険病院事業会計 (地方公営企業法適用企業)	228,656	136,429	—	(167.6)

*「資金不足・剰余額①」が正の値(資金剰余)の場合は、資金不足比率は算定されず「—」で示しています。